## 埼玉県子育て短期支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、平成26年5月29日付け雇児発0529第14号別紙「子育て短期支援 事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき市町村が行う事業について、そ の費用の一部を、予算の範囲内において交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設又は里親、保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことのできる者(以下「実施施設等」という。)において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、第4条で規定する事業を実施する市町村(一部事務 組合を含む。)とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が行う、実施要綱に規定する子育 て短期支援事業とする。

(補助額)

- 第5条 補助額は、次により算出する。なお、算出された額に1,000円未満の端数が 生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - (1)対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較 して少ない方の額を選定する。
  - (2) 別表により補助基準額を算出する。
  - (3) (1) により選定された額と(2) により算出した額とを比較して、いずれか少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を補助額とする。

(交付申請)

- 第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は 1部とする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の方法)

- 第8条 この補助金は、精算払いとする。ただし、知事は、必要があると認めたときには 、前条で通知する交付決定額を限度として補助金の概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

- 第9条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号及び第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合、様式第4号の申請書をあらかじめ知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適正である と認めたときは、様式第5号によりその旨を通知する。

(実績報告書の様式等)

- 第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。
- 2 前項の報告書は、事業完了(事業の中止又は廃止の場合を含む。)後15日以内又は 補助金の交付を受けた会計年度終了の日のいずれか早い期日までに提出しなければなら ない。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第7号により行うものとする。

(書類の整備等)

- 第12条 補助事業者は、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を整理しておかなければならない。
- 2 前項に規定する証拠書類は、当該事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

- この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成26年7月14日に施行し、平成26年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成27年10月15日に施行し、平成27年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、令和元年8月20日に施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

- この要綱は、令和2年6月22日に施行し、令和2年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、令和3年6月22日に施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

## 子 育 て 短 期 支 援 事 業 (補助基準額等)

(1)区分	(2)補助基準額	(3)対象経費
1. 運営費		
① 短期入所生活援助(ショートステイ)事業		
アース歳未満児、慢性疾患児	8,650円×年間延べ日数	
イ 2歳以上児	4,740円×年間延べ日数	
ウ緊急一時保護の母親	1,200円×年間延べ日数	
エニトラストルの一工を表現している。		
等の児童の付き添いの実施 	1,860円×実施日数 	
※ひとり親家庭等に対する優先的な利用を		
実施し、あわせて利用料減免を実施する場		
合に①に加算する額		
ア 2歳未満児、慢性疾患児	4,200円×年間延べ日数	
イ 2歳以上児	2,100円×年間延べ日数	
ウ 緊急一時保護の母親	600円×年間延べ日数	
② 夜間養護等(トワイライト)事業		事業の実施に
アー夜間養護事業		必要な経費
(ア)基本分	900円×年間延べ日数	
(イ)宿泊分	900円×年間延べ日数	
イ 休日預かり事業	2,010円×年間延べ日数	
ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時		
等の児童の付き添いの実施	1,860円×実施日数	
※ひとり親家庭等に対する優先的な利用を		
実施し、あわせて利用料減免を実施する場		
合に②に加算する額		
アー夜間養護事業		
(ア)基本分	400円×年間延べ日数	
(イ)宿泊分	400円×年間延べ日数	
イ 休日預かり事業	1,000円×年間延べ日数	
2. 開設準備経費(改修費等)	4,000,000円	

※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整	
備交付金」による整備時に「子育て短期支	
援事業のための居室等整備加算」を適用し	
た場合は、開設準備経費は算定できない。	

※ ①②とも補助事業年度中に支払われたものに限る。